

2026 年版 建築基準法規集

—お詫びと訂正—

本書に誤りがございました。ここに謹んでお詫び申し上げます。

お手数をお掛けいたしますが、下記のとおりご訂正のうえ、ご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

I 卷 263 頁の上から 11 行目の下に建築基準法施行令第 46 条第 4 項の追加をお願いいたします。

(構造耐力上必要な軸組等)

第46条 ①～3 [略]

4 階数が 2 以上又は延べ面積が 50 平方メートルを超える木造の建築物においては、第 1 項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従つて設置するものでなければならない。(⑧)

2026 年 2 月

新日本法規出版株式会社